

行田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

概 要 版

平成 30 年 3 月

行 田 市

目 次

1	計画の基本的事項	1
1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	計画対象地域	1
1-3	計画期間	1
2	ごみ処理の現状及び課題	1
2-1	ごみ処理体制	1
2-2	収集運搬の状況	2
2-3	ごみ処理の実績	3
(1)	ごみ総排出量	3
(2)	一人1日当たりの排出量	3
2-4	ごみ減量化及び資源化の状況	4
2-5	中間処理及び最終処分の現状	5
(1)	施設の概要	5
2-6	ごみ処理の課題	6
(1)	ごみの減量化及び資源化の課題	6
(2)	収集及び運搬の課題	6
(3)	中間処理及び最終処分の課題	6
(4)	その他の課題	6
3	計画の基本方針	7
3-1	基本理念及び基本方針	7
3-2	減量目標	8
(1)	減量目標の設定	8
(2)	ごみ総排出量の将来予測（減量目標を達成した場合）	8
3-3	将来のごみ処理体制	9
(1)	新たなごみ処理施設の稼働前まで	9
(2)	新たなごみ処理施設の稼働後	9
4	施策	10
4-1	排出抑制及び資源化計画	10
(1)	排出抑制	10
(2)	資源化	11
4-2	収集及び運搬計画	12
4-3	中間処理及び最終処分計画	13
(1)	中間処理施設	13
(2)	最終処分計画	14

1 計画の基本的事項

1－1 計画策定の趣旨

行田市（以下「本市」という。）では、廃棄物処理をめぐる社会・経済情勢や国、県及び組合の計画などを踏まえ、一般廃棄物（ごみ）処理に係る中長期的な視点に立った基本方針を明確にし、本市から発生する一般廃棄物の適正な処理を行うため、排出抑制・資源化計画、収集・運搬計画及び中間処理・最終処分に関する「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

1－2 計画対象地域

本計画の対象地域は行田市全域とします。

1－3 計画期間

本計画は、平成 27 年度を基準年度とし、平成 30 年度を計画初年度、平成 44 年度（2032 年度）を目標年度とした 15 年間を計画期間とします。

なお、本計画の策定に係る諸条件などに大きな変更などがあった場合には見直しを行います。



図 1-1 計画期間

2 ごみ処理の現状及び課題

2－1 ごみ処理体制

本市のごみ処理体制を図 2-1 に示します。

① 燃やせるごみ

燃やせるごみは、組合の小針クリーンセンターにおいて焼却処理されています。

また、焼却処理に伴って発生する焼却灰などの焼却残さは、埼玉県清掃行政研究協議会と民間処理業者との協定に基づき、セメント原料として資源化されています。

② 燃やせないごみ及び粗大ごみ

燃やせないごみ及び粗大ごみは、行田市粗大ごみ処理場において破碎・選別処理を行い、選別後の不燃残さは民間処理業者に処理を委託しています。

また、選別後の可燃残さは、組合の小針クリーンセンターにおいて焼却処理されています。

③ 有害ごみ

有害ごみは、行田市粗大ごみ処理場において選別し、選別後は民間処理業者に処理を委託し、資源化されています。

④ 資源物

資源物として回収した缶類・ビン類・紙類・布類などは、民間処理業者に処理を委託し、資源化されています。

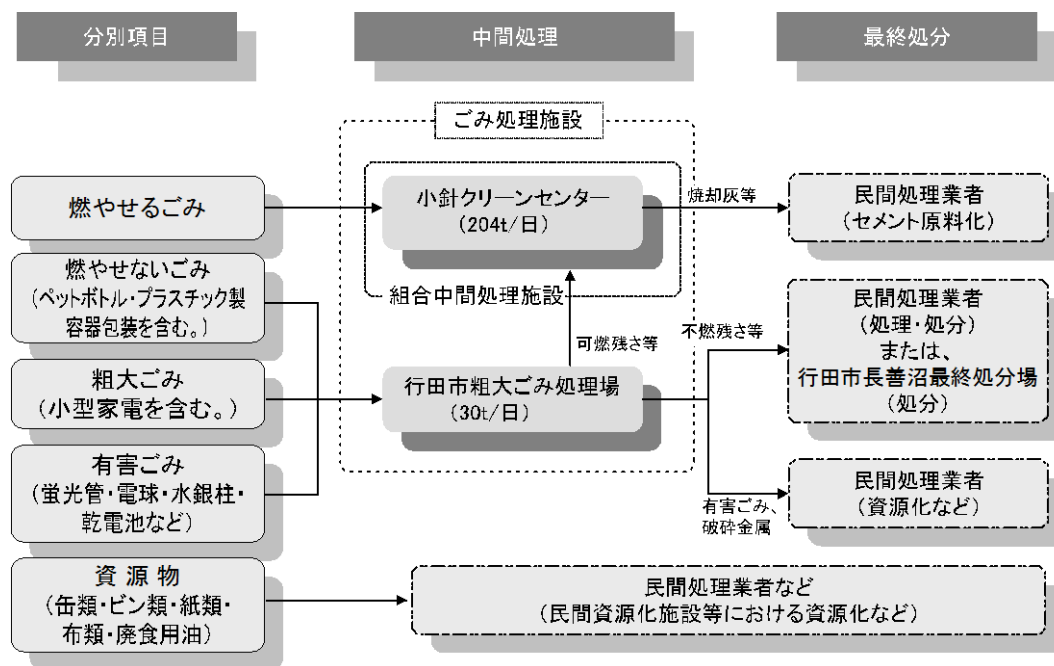


図 2-1 ごみ処理体制

2-2 収集運搬の状況

本市の家庭ごみの分別区分、ごみ集積所への排出方法及び収集回数を表 2-1 に示します。

表 2-1 分別・排出などの状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

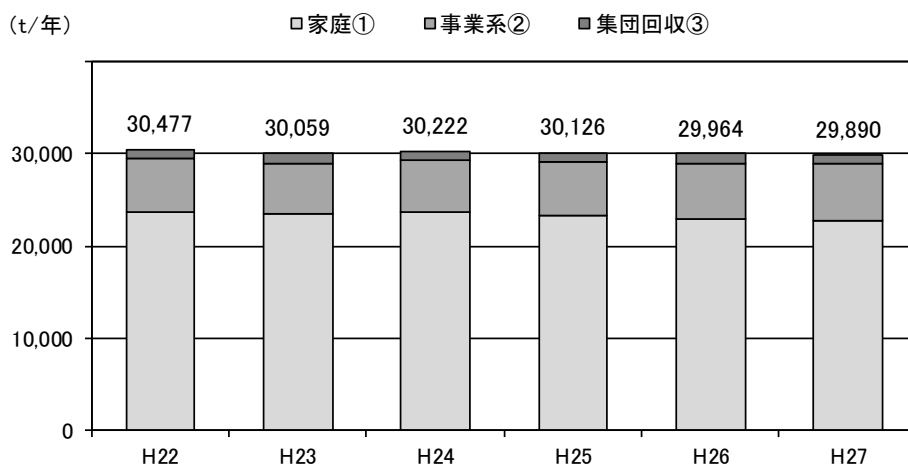
分別区分		排出方法	収集回数	
			市街地	市街地以外
燃やせるごみ		紙袋など 集積所 1,319 カ所	4 回/週	3 回/週
燃やせないごみ		ビニール袋 集積所 1,226 カ所	2 回/週	
粗大ごみ		集積所 208 カ所	1 回/月	
有害ごみ		集積所 211 カ所	1 回/月	
資源物	缶類・ビン類	集積所 230 カ所	2 回/月	
	紙類・布類	集積所 231 カ所	1 回/月	
	廃食用油	環境課及び行田市粗大ごみ処理場	随時	

2-3 ごみ処理の実績

(1) ごみ総排出量

本市のごみ総排出量の推移を図 2-2 に示します。

ごみ総排出量は、平成 22 年度では 30,477t ですが、平成 27 年度には 29,890t となり、587t (1.9%) 減少しています。



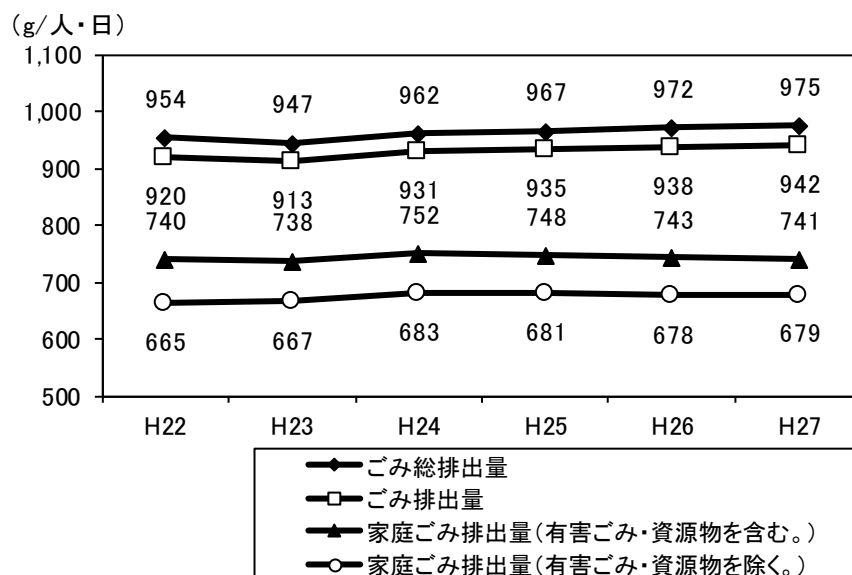
出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 22 年～27 年）（環境省）

図 2-2 ごみ総排出量の推移

(2) 一人 1 日当たりの排出量

本市の一人 1 日当たりのごみ排出量の推移を図 2-3 に示します。

一人 1 日当たりのごみ総排出量は、平成 22 年度では 954g ですが、平成 27 年度は 975g となり、比較すると 21g/人・日 (2.2%) 増加しています。



出典：一般廃棄物処理実態調査（平成 22 年～27 年）（環境省）

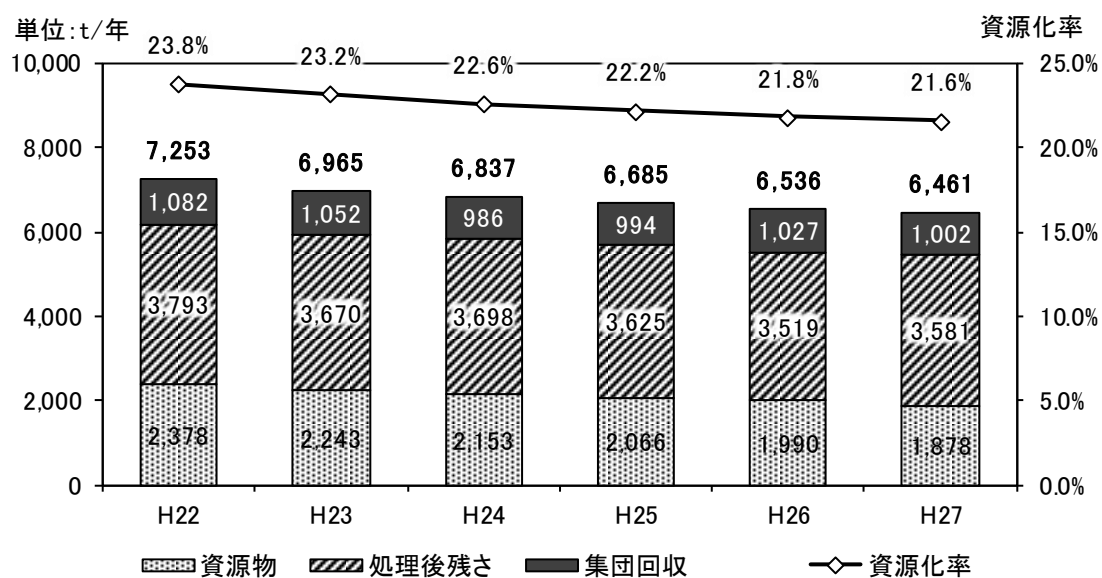
図 2-3 一人 1 日当たりのごみ排出量の推移

2-4 ごみ減量化及び資源化の状況

本市の資源化量の推移を図 2-4 に示します。

資源化量は、平成 22 年度では年間 7,253t ですが、平成 27 年度は年間 6,461t となり、比較すると 792t/年（10.9%）減少しています。

資源化率は、平成 22 年度では年間 23.8%でしたが、平成 27 年度は年間 21.6% となり、比較すると 2.2 ポイント減少しています。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（平成 22 年度～27 年度）（環境省）

図 2-4 資源化状況の推移

2-5 中間処理及び最終処分の現状

(1) 施設の概要

本市のごみを処理している中間処理施設（組合の小針クリーンセンター及び行田市粗大ごみ処理場）及び最終処分施設（行田市長善沼最終処分場）の概要を表 2-2 及び図 2-5 に示します。

表 2-2 ごみ処理施設の概要

名 称	区 分		内 容
小針クリーンセンター	ごみ焼却施設	所在地	埼玉県行田市大字小針 856 番地
		施設所管	鴻巣行田北本環境資源組合
		施設規模	204 t / 日（102 t / 日 × 2 基）
		竣工年月日	昭和 59 年 8 月
行田市粗大ごみ処理場	破碎・選別施設	所在地	埼玉県行田市大字小針 800 番地
		施設所管	行田市
		施設規模	30 t / 日
		竣工年月日	昭和 56 年 3 月
行田市長善沼最終処分場	一般廃棄物 最終処分場	所在地	埼玉県行田市大字荒木 1265 番地
		施設所管	行田市
		処分場面積	2,584 m ²
		竣工年月日	平成 8 年 3 月

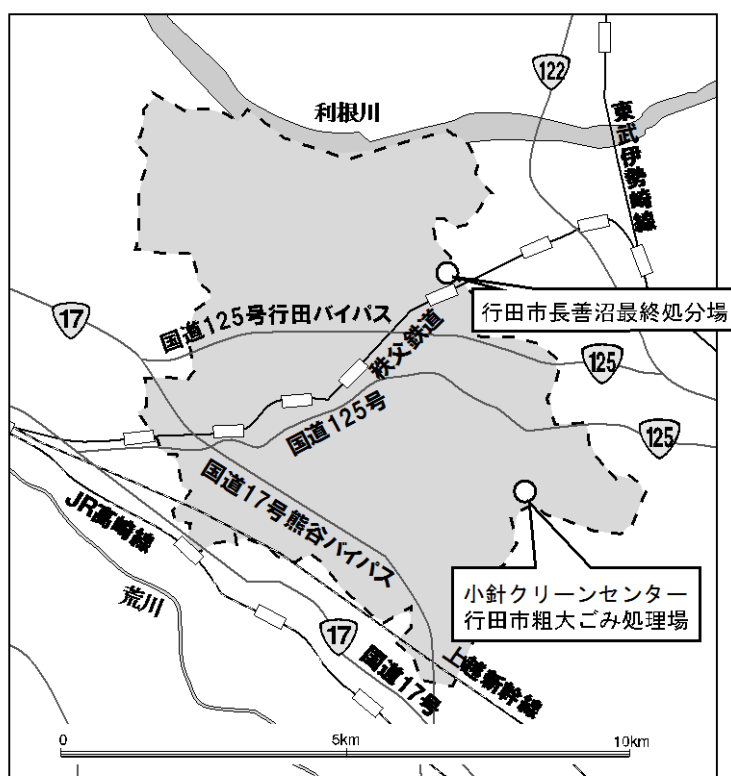


図 2-5 施設の位置（中間処理及び最終分場）

2-6 ごみ処理の課題

(1) ごみの減量化及び資源化の課題

本市と埼玉県の一人1日当たりの排出量を表2-3に示します。

一人1日当たりのごみ総排出量、家庭ごみ排出量（有害ごみ・資源物を含む。）及び家庭ごみ排出量（有害ごみ・資源物を除く。）は、埼玉県と比較して多く、減量化が必要です。

また、他自治体では資源物に区分されることが多い、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の資源化が必要です。

表2-3 一人1日当たりの排出量の比較

項 目	行田市	埼玉県
一人1日当たりのごみ総排出量	975 g	886 g
一人1日当たりの家庭ごみ排出量（有害ごみ・資源物を含む。）	741 g	637 g
一人1日当たりの家庭ごみ排出量（有害ごみ・資源物を除く。）	679 g	531 g

出典：平成27年度一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

(2) 収集及び運搬の課題

組合で整備する新たなごみ処理施設の処理対象物などに対応するため、本市のごみ収集・運搬体制全般について、見直す必要があります。

主に、ペットボトル及びプラスチック製容器包装を燃やせないごみから資源物に、ビニール類を燃やせないごみから燃やせるごみに変更する必要があります。

(3) 中間処理及び最終処分の課題

行田市粗大ごみ処理場（昭和56年3月竣工）及び組合の小針クリーンセンター（昭和59年8月竣工）は、施設の老朽化が著しく、更新の時期が迫っています。また、施設が更新されるまでは、適正な維持管理を継続することが必要です。

行田市長善沼最終処分場は、引き続き周辺環境に配慮した適正な管理が必要です。

(4) その他の課題

本市では、ごみ処理行政を推進するため、次に掲げる事項についての取り組みが必要です。

- ごみ処理広域化の推進に向け、組合及び構成市（本市、鴻巣市及び北本市）とのさらなる連携
- ごみの不適正処理や不法投棄の防止
- 自力でのごみ分別が困難な高齢者世帯などへの対応
- 市民団体などによる活動への支援
- 大規模な地震や水害などの緊急の事態に備えた計画の策定
- 廃棄物処理の費用負担軽減

3 計画の基本方針

3-1 基本理念及び基本方針

本計画では、一般廃棄物の適正な処理を推進するために目指すべき方向として、基本理念を掲げ、この基本理念を実現するため4つの基本方針を次のように定めます。

【基本理念】

市民、事業者及び市がともに力を合わせ
環境への負荷が少ない持続的な発展が可能なまち

【基本方針】

基本方針1 ごみ減量化の推進

リフューズ（いらないものは受け取らない。）、リデュース（ごみを減らす。）、リユース（繰り返し使う。）、リサイクル（再資源化）の4Rを推進し、ごみの減量化を図ります。

基本方針2 ごみ処理サービスの向上

新しいごみ処理ルールを検討にあたっては、ごみの排出者である市民の目線に立ち、適切なごみ処理サービスの向上を図ります。

基本方針3 ごみの適正処理

ごみの分別処理の徹底によりリサイクルを推進するとともに、環境負荷の低減を図ります。また、ごみ処理施設の適正な運転管理を行います。

基本方針4 ごみ処理の費用負担軽減

ごみの減量化・資源化、収集・運搬、処理などの廃棄物処理システム全般にわたって、ごみ処理の費用負担軽減を図ります。

3-2 減量目標

(1) 減量目標の設定

本計画の減量目標を表 3-1 に示します。

本計画では、循環型社会の形成を目指し、組合の減量目標を参考にして、以下の3つの減量目標の指標を設定します。

表 3-1 減量目標値

指 標		対象ごみ	数値目標（基準年度比削減量）
①	一人1日当たりの家庭ごみ排出量	家庭ごみ (有害ごみ・資源物を除く。)	目標年度 : 490g (H44 (2032)) (H27 比約 189g 減)
②	事業系ごみ排出量	事業系ごみ	目標年度 : 10%減 (H44 (2032)) (H22 比)
③	一人1日当たりのごみ総排出量※1	家庭ごみ、事業系ごみ、 集団回収	目標年度 : 828g (H44 (2032)) (H27 比約 147g 減)

※1：一人1日当たりの家庭ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の2つの減量目標を達成した後の数値

(2) ごみ総排出量の将来予測（減量目標を達成した場合）

人口減少による排出量の減少分と、減量目標達成効果を加えたごみ総排出量の推移を図 3-1 に示します。

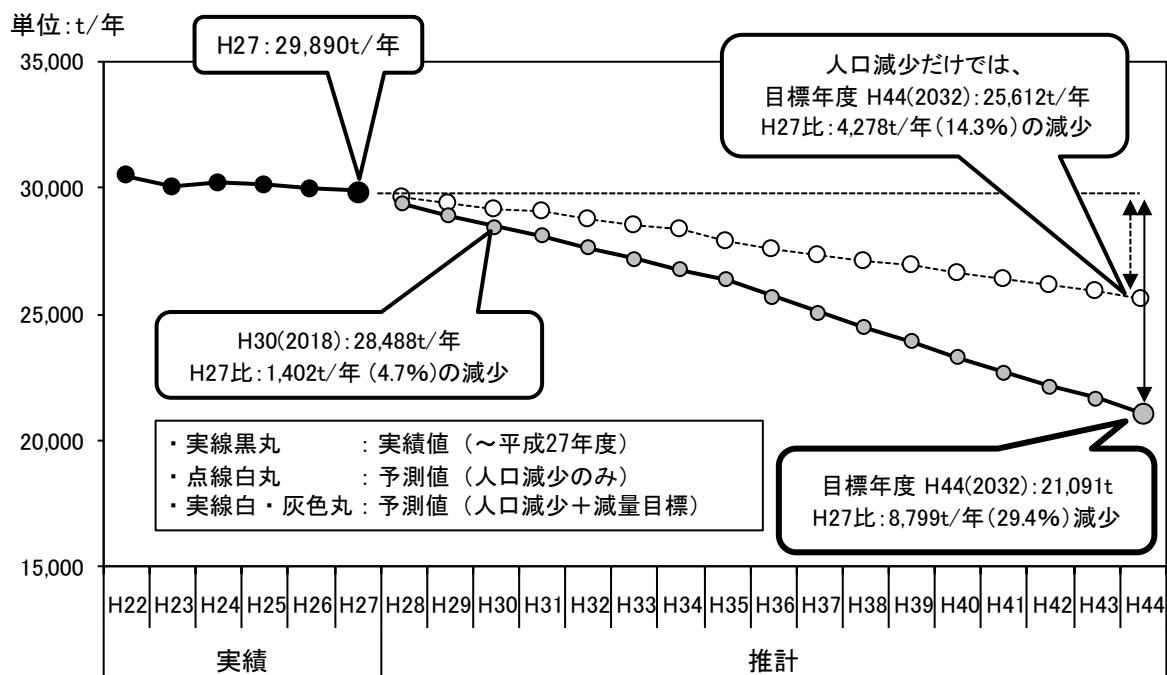


図 3-1 ごみ総排出量の将来予測（人口減少+減量目標を達成した場合）

3-3 将来のごみ処理体制

(1) 新たなごみ処理施設の稼働前まで

新たなごみ処理施設の稼働前までのごみ処理体制を図 3-2 に示します。

新たなごみ処理施設の稼働前までのごみ処理体制は、現状のごみ処理体制を基本とします。

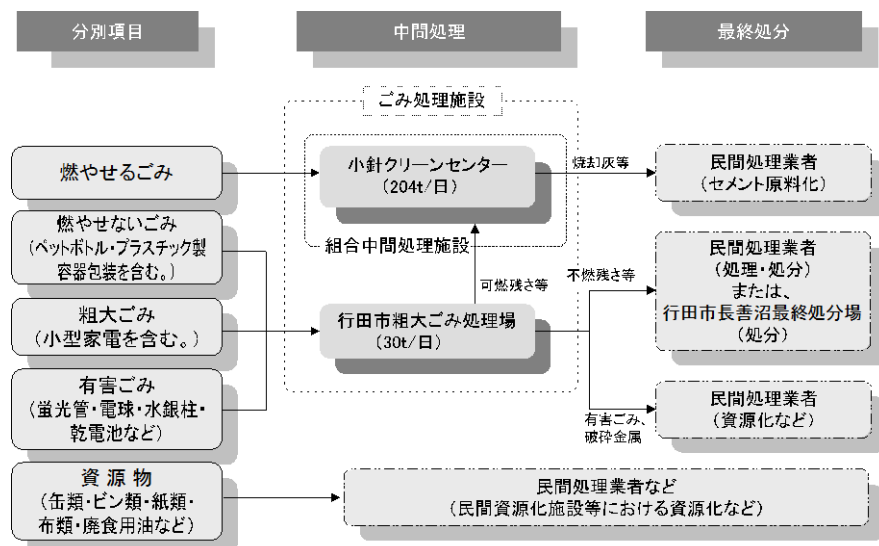


図 3-2 将来のごみ処理体制（新たなごみ処理施設の稼働前まで）

(2) 新たなごみ処理施設の稼働後

新たなごみ処理施設が稼働後のごみ処理体制を図 3-3 に示します。

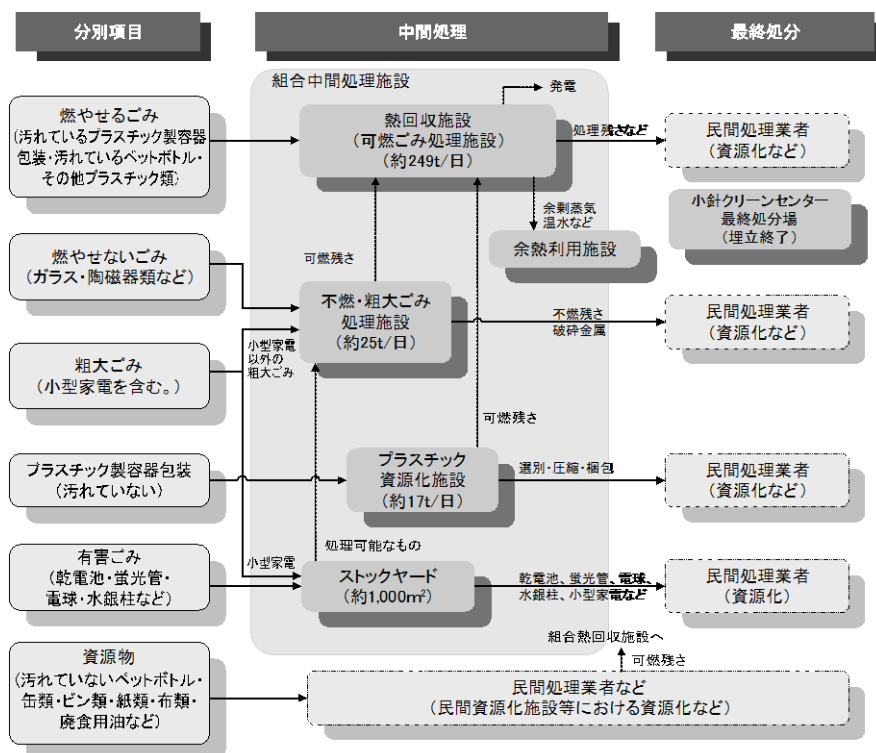


図 3-3 将来のごみ処理体制（新たなごみ処理施設の稼働後）

4 施策

4－1 排出抑制及び資源化計画

本市では、市民、事業者、行政（市）の三者が協働で4 R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進に取り組みます。

（1） 排出抑制

① 市民の取り組み

- ごみ出しルール、分別ルールを遵守し適正処理とごみの減量化に努めます。
- 生ごみの水切りを徹底して、生ごみの減量化に努めます。
- 未利用食品や食べ残しなどによる「食品ロス」を削減するため、食品の計画的な購入と消費に努めます。
- 日常生活において、「詰め替え商品を選ぶ」、「レジ袋を断りマイバッグを利用する」、「マイ箸やマイカップを持参する」、「過剰包装は断る」などの取り組みを通じて、ごみの発生抑制に努めます。

② 事業者の取り組み

- 事業系ごみ削減のため、生産工程や流通過程において発生する廃棄物を抑制し、再利用・再生利用に取り組みます。
- 製造業者は、消費した後にできるだけごみが出ない製品や再資源化しやすい製品の開発に取り組みます。
- 小売業者は、リサイクル品の取扱い、簡易包装の実施、マイバッグ運動などに取り組みます。
- 食品関連事業者（食料品販売業者・飲食店など）は、食品ロスを出来るだけ出さないよう、適度な分量による提供に心がけます。

③ 行政（市）の取り組み

- 市民に正しいごみの出し方、分別方法、ごみ減量の手法などを伝えるため、ごみ収集車や情報機器を活用した周知方法を検討します。
- 未利用食品や食べ残しなどによる食品ロスを削減するため、食品の計画的な購入と消費について、普及啓発を行います。
- マイバッグ運動の推進による過剰包装の抑制と、レジ袋などを含む容器包装類の削減を推進します。
- 事業者に対しては、継続的に自己処理責任の徹底や現状把握の協力を要請します。
- 組合と連携し、ごみ処理施設への搬入業者に対する適正排出の徹底を指導します。
- 4 Rと循環型社会に関して、周知徹底を図ることにより、ごみ減量化を推進します。
- 家庭用生ごみ処理器の購入助成について、検討します。

(2) 資源化

① 市民の取り組み

- ごみや資源の分別を徹底するとともに、資源を出す際のルールやマナーを遵守します。
- 各種団体が実施している集団回収や店頭回収を積極的に利用し、ごみの資源化の推進に努めます。
- リサイクルショップやリサイクルマーケットなどを利用し、不用品や再生品の利用拡大に努めます。

② 事業者の取り組み

- 各種リサイクル法に基づくリサイクルを実施するほか、市と連携したリサイクルの仕組みづくりに取り組みます。
- 食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき、調理くず・残飯・賞味期限切れの商品などの削減やリサイクルに取り組みます。
- 再生品を利活用し、循環型社会の構築に貢献します。

③ 行政（市）の取り組み

- プラスチック製容器包装及びペットボトルの資源化に取り組みます。
- 各種団体で実施している集団回収の支援促進と、集団回収を通じて4Rに対する普及啓発を推進します。
- 不用品に関する情報提供を行う事で、不用品の有効活用を推進します。
- 市役所の事務事業では、再生利用品の需要拡大を推進します。
- 廃食用油のリサイクルを推進します。
- 廃家電のリサイクルに関する普及啓発を推進します。
- 資源物の店頭回収を促進します。

4－2 収集及び運搬計画

本市の収集・運搬体系は、組合で整備する新たなごみ処理施設の稼働前までは、現在の分別区分や排出方法を基本としますが、組合の新たなごみ処理施設の稼働にあわせ、ごみの分別区分を見直して、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の資源化収集を推進します。

表 4-1 分別区分及び主な分別品目の変更概要

新施設稼働前まで			新施設稼働後	
分別区分	主な分別品目		分別区分	主な分別品目
燃やせるごみ	生ごみ・紙くず・枝木など		燃やせるごみ	生ごみ・紙くず・枝木など
燃やせないごみ	プラスチック・ビニール類			プラスチック・ビニール類
	プラスチック製容器包装	(汚れている物)		プラスチック製容器包装(汚れている物)
		(汚れていない物)		ペットボトル (汚れている物)
	ペットボトル	(汚れている物)	燃やせないごみ	金属・ガラス類・陶磁器類など
		(汚れていない物)		粗大ごみ
	金属・ガラス類・陶磁器類など		有害ごみ	蛍光管・電球・水銀柱・乾電池など
粗大ごみ	寝具・家具・小型家電など		資源物	プラスチック製容器包装(汚れていない物)
有害ごみ	蛍光管・電球・水銀柱・乾電池など			ペットボトル (汚れていない物)
資源物	缶類・ビン類・紙類・布類・廃食用油など			缶類・ビン類・紙類・布類・廃食用油など

4－3 中間処理及び最終処分計画

(1) 中間処理施設

① 新たなごみ処理施設の稼働前まで

燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び資源物などは、組合で整備する新たなごみ処理施設の稼働前までは、表 4-2 に示す現状のごみ処理施設で適正処理を継続します。

なお、缶類、ビン類、紙類、布類及び廃食用油などは、民間処理業者に処理を委託し、資源化されます。

表 4-2 現状のごみ処理施設の概要

	施設の種類	施設規模	処理対象物
1	小針クリーンセンター	204 t / 日	・燃やせるごみ ・行田市粗大ごみ処理場からの可燃残さ
2	行田市粗大ごみ処理場	30 t / 日	・燃やせないごみ ・粗大ごみ ・有害ごみ

② 新たなごみ処理施設の稼働後

組合で整備する新たなごみ処理施設の稼働後は、表 4-3 の施設の種類ごとに処理対象物の処理が行われます。

新たなごみ処理施設は、主に燃やせるごみを処理する「熱回収施設（可燃ごみ処理施設）」、燃やせないごみ及び粗大ごみを処理する「不燃・粗大ごみ処理施設」、プラスチック製容器包装を処理する「プラスチック資源化施設」、乾電池や蛍光灯などの有害ごみ、小型家電などを保管する「ストックヤード」で構成されます。

なお、ペットボトル、缶類、ビン類、紙類、布類及び廃食用油などは、民間処理業者に処理を委託し、資源化されます。

表 4-3 組合で整備するごみ処理施設の概要

	施設の種類	施設規模	処理対象物
1	熱回収施設 (可燃ごみ処理施設)	約 249 t / 日	・燃やせるごみ (汚れたプラスチック製容器包装・汚れたペットボトル・プラスチック・ビニール類を含む。) ・不燃・粗大ごみ処理施設からの可燃残さ ・プラスチック資源化施設からの可燃残さ ・し尿処理汚泥 ・災害廃棄物 など
2	不燃・粗大ごみ 処理施設	約 25 t / 日	・燃やせないごみ ・粗大ごみ ・ストックヤードからの処理可能なもの など
3	プラスチック資源化施設	約 17 t / 日	・プラスチック製容器包装
4	ストックヤード	(保管面積) 約 1,000 m ²	・乾電池、蛍光灯、電球、水銀柱及び小型家電 ・不法投棄物 など

③ 組合の施設整備スケジュール

組合では、平成 35 年度（2023 年度）稼働開始を目標に新たなごみ処理施設の整備を進めています。

平成 29 年度から、発注に向けて施設の詳細な仕様を検討し、平成 32 年度（2020 年度）末までに事業者の選定を行い、設計・建設工事を発注し、平成 35 年度（2023 年度）中の稼働を目指しています。

（２） 最終処分計画

ごみの発生・排出抑制及び資源物の分別排出徹底による資源の回収量増大、中間処理による資源回収及び焼却灰などの資源化の推進によって、最終処分量の削減を図っていきます。

① 処理残さの資源化

現在焼却処理を行っている組合の小針クリーンセンターでは、焼却処理後に発生する焼却残さをセメントの原料として資源化していますが、新たに組合が整備する熱回収施設（可燃ごみ処理施設）においても、発生する処理残さの資源化が推進されます。

② 既存最終処分場の扱い

最終処分に関しては、今後も民間処理業者に委託処理することを基本としますが、行田市長善沼最終処分場では、周辺環境に配慮し、安全かつ安心して処分が出来る体制を保持します。

行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 （概要版）

発行年月：平成 30 年 3 月

発 行：行田市

編 集：行田市環境経済部環境課

〒361-0031

埼玉県行田市緑町 13-12

電 話 048 (556) 9530

F A X 048 (553) 0792

U R L <http://www.city.gyoda.lg.jp>